

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年10月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内低圧電源設備配電盤扉開閉の際、盤内に鉄錆粉の付着(当該盤付近での錆落とし作業にて侵入したものが認められたため、当該配電盤を清掃すると共に開口部を養生。	GⅢ	
2	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器Bの冷却管渦流探傷検査の結果、減肉の管理基準値を超えた細管(1本)が認められたため、当該細管を交換。	GⅢ	